

# 京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：平成29年6月8日（木）

場 所：下京区役所第1・2会議室

## 1 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について・・・資料1

京都市・京都府から概要説明があった後、次のような意見交換が行われた。（「(事)」は事務局の意見）

### 京都市の事例

#### <保健福祉NO. 4>

- 京家連では相談事業の中で、生活の自立に向けた相談について広く受けているが、結婚相手を探すようなことまでの相談は受けていない。そこまでやっているとの趣旨で京家連を紹介されているのであれば、誤解を受ける。

また、結婚相談事業についても、3障害一体の流れがある中で、身体だけでなく、精神等も含めたものとなるよう、府と市と事業受託者で検討すべきである。

- (事) 内容については確認し、訂正したい。委託事業の在り方については、検討したい。

#### <保健福祉No. 7>

- 相談の主旨は、保育所民営化及び選定部会の運営に関することであり、委員個人の発言だけを取り上げるのは、差別解消法の相談事例になじまないのではないかと。

- (事) 民営化及び部会の運営に関することについては、差別解消法の範囲ではない。今回は、発言が、法が規定する障害を理由とする差別に当たるのかどうかについて、差別解消法の業務を統括する障害保健福祉推進室に相談が寄せられたと認識している。

#### <保健福祉NO. 1>

- 「規約の内容が直ちに差別に当たらない」というのは、国に確認されたことか。

- (事) 内閣府に確認した。規約には、グループホーム等での利用を禁止するとしているが、「「障害者の入居を禁止したい」ではなく、「家族世帯の入居に限りたい」という趣旨であると思われることから、ただちに、障害者差別解消法に違反するとまでは言えない。」とのことであった。ただ、障害福祉施策の推進の観点からは望ましいものではない。

相談者と話し合い、まずは、理事会等にグループホームに関する説明を行い、理解してもらうことから始めてはどうかと伝えており、市としても出前トーク等を活用いただければ、共に理解を促すことはできる旨回答している。

- グループホームは、地域生活への移行に当たって重要な施設の一つである。マンションの1室を活用している例も増えており、是非とも理解を促すようお願いしたい。

#### <区役所・支所No. 6>

- 本件と同じような相談が、弁護士会にも寄せられた。「自分ではメモができないので書面での提供を求めているのに、一向に応じてもらえない。行政に対する不信感もある」との話であった。このことで、必要な支援が受けられなくなることがないようにすべき。

- 例えば、聴覚に障害のある方に対しては、メモ出し等でやり取りしているのではないかと。守秘義務等で書くべきではない内容だから書けないというのであれば理解できるが、口頭では理解が難しい人に対する合理的配慮について、知恵を絞って考えてほしい。

- 市職員が、文書で出せない内容を口頭で説明している場面を見ることもあるが、障害の特性上、口頭の説明だけでは理解が難しい方がいる。本人が内容を理解できてなくて、ヘルパー等の支援者が文書を作成

している例もある。市から本人の状況を踏まえ文書を提供するなど柔軟に対応してもらえると、理解が進むと考える。

繰り返し説明されるとのことであるが、この状態では難しいのではないか。

○(事) 区に対しても、口頭では理解が難しい方への説明について、本人との対話を通じて、視覚的情報を活用するなど適切な方法を模索するよう助言等は行っている。

部会での意見を区に伝える。

### ＜その他意見＞

○ 市では、障害者団体が、学校や児童館等に障害への理解を深めるため出講している事業があるが、学校の数に比べると活用事例が少ない所もある。小さい頃から障害のある方との交流を通じて学ぶことは、差別の解消に大いに期待できることであり、活用される学校がもっと増えてほしい。

○(事) ほほえみ交流活動支援事業については、教育委員会等関係機関を通じて学校等へ周知を行っているところである。当事者等が、学校等に出向いて障害への理解を深めていただくことに意義があると考えており、活用事例が増えるよう引き続き教育委員会等とも連携して取り組みたい。

○ 相談を受けて、相談員が調整に赴くと、法や条例の内容を知らないことから差別的な対応となっている案件も多く、法の趣旨等を説明すると対応が改善されるため、法の普及啓発も大事であると考えている。

## 2 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（金銭管理について）・・・・・・・・資料2

事務局から資料について説明があった後、次のような意見交換が行われた。（「(事)」は事務局の意見）

○ アルコール中毒の方の生活支援員をしているが、支援者が金銭を管理して飲酒しないように注意しているが、今は携帯電話料金に含めて支払いができる等の現金がなくても購入する手段がある。一生懸命に支援をしても、抜け道がある。

○ 支援者が良かれと思って支援しても、裏目に出ることはある。繰り返されたとしても、根気強く付き合っていくしかない。

○ 支援者一人で支援するのではなく、色々な方と一緒に支援していくしかない。

○(事) 生活支援員だけが関わって難しいケースもあれば、連携してうまくいくケースもある。このまとめは、制度について知っていただくとともに、連携のきっかけづくりにしたい。もっとこんな事例があったということがあれば事務局へ報告いただきたい。

## 3 次回

10月頃を予定